

第百二十三回国会
衆議院

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第五号

平成四年三月十二日(木曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 井上 一成君

理事 鈴木 宗男君
理事 仲村 正治君
理事 渡辺 省一君
理事 前島 秀行君
理事 新井 將敏君
理事 上草 義輝君
理事 北村 直人君
理事 堀谷 立君
理事 浜田 幸一君
理事 上田 卓三君
理事 五島 正規君
理事 藤原 房雄君
理事 小平 忠正君

理事 武部 勤君
理事 宮里 松正君
理事 上原 康助君
理事 玉城 栄一君
理事 今津 寛君
理事 岡田 克也君
理事 久野統一郎君
理事 中川 昭一君
理事 松浦 昭君
理事 川崎 寛治君
理事 鉢田 吉雄君
理事 古堅 実吉君

出席國務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
國務大臣 伊江 朝雄君
官 沖繩開発庁長 官

出席政府委員

防衛庁防衛局長 畠山 蒼君
防衛施設庁施設部長 大原 重信君
沖繩開発政務次官 鴻池 祥肇君
沖繩開発庁総務局長 道酒寛十郎君
沖繩開発庁振興局長 水谷 文彦君
外務省アジア局長 谷野作太郎君
外務省北米局長 佐藤 行雄君
通商産業大臣官房審議官 中田 哲雄君
中小企業庁計画部長 桑原 茂樹君

委員外の出席者

防衛施設庁施設部長 中田 唯之君
防衛施設庁施設課長 山口 金一君
資源エネルギー庁公益事業部長 片山登喜男君
特別委員会第一調査室長 中村 信君

委員の異動

三月十二日

北村 直人君 補欠選任 久野統一郎君
町村 信孝君 堀谷 立君
与謝野 馨君 浜田 幸一君

同日

久野統一郎君 補欠選任 北村 直人君
堀谷 立君 町村 信孝君
浜田 幸一君 与謝野 馨君

本日の会議に付した案件

沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○井上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。前島秀行君。
○前島委員 私は沖繩の復帰前後、二十数年前になりませんが、政界人の立場、そして本土で沖繩返

還を求める運動に携わっていた人間として何度か沖繩に行ったりして、復帰前後の現地の状況等々もそれなりに経験をしてきた者なであります。そして復帰二十年たったわけですが、私自身しばらく沖繩にはごさたしていませんが、ここ四、五年、一、二度行ってきたし、また昨年、当委員会の調査で行ってまいりました。

久しぶりに沖繩を見て変わったなと思ったのは、やはり道路を初めてとして建物等々いわゆるハードの面というんでしょうか、そういう面では一見変わったなというところはつくづく感じました。かつての国際通りもあるいは南部系満に抜けるあの辺も、二十数年前とは変わったなというところをつくづく思いました。そういう面では、二十年来二回にわたる振計で三兆円余の財政投資が投入された結果が出ているなとも思いました。同時に変わったなという面は、横文字がなくなっ

て基地の町で米軍属軍人、家族等々を見る機会もなくなったなというところを思いましたけれども、片や依然として二十年たっても変わらないと直観したのは交通渋滞でございまして、二十年前より今のほうがもっとひどいのかと思ったり、もう一つ変わらないうのはやはり基地でございまして、あの那覇から浦添、瑞慶覧に抜けて、いわゆる普天間から北谷、コザ、嘉手納、読谷、恩納村と抜けるこの旧一号線、今は県道で国道五十八号線、こうなっているようでありまして、やはり旧一号線の両わきにあるあの巨大な基地というのは二十数

年たった今も変わってないなというところを本心に肌で感じたわけですね。私はその実態を見て、二十数年前、時の佐藤総理が本土並み返還を約束したあの公約は一体どこへ行っちゃったんだらうなというところを、昨年沖繩の現地を見て本土の人間としてもつくづく感じたわけでありまして、復帰二十年の節目です。そういう意味で私も質問をしたいし、長官にも御意見を伺いたいと思っております。

そこで第一に伺いたいのは、きのう、冒頭長官は、沖繩開発庁長官の就任で沖繩は戦後が終わったと思う、こういう与党の質問に対して、私も思う、こういう御答弁をされたのですけれども、私はびっくりしたんです。私自身は昨年見えて、確かに前進した面、発展した面はあるけれども、沖繩出身の長官が私の長官就任をもって戦後の沖繩は終わったと思うという十日の発言で私はショックを受けたといましようか、果たしてそうなんだろうかと思いました。長官、本当に沖繩の戦後は終わったんでしょうか、佐藤総理が約束をしたあの本土並み返還というのは、沖繩県民百数十万の人たちは今そう感じているんじゃないか。そういう面で長官の十日の発言、沖繩の戦後は終わったという発言の真意を改めて私は聞きたいと思っております。

○伊江國務大臣 先生が復帰前後にかけて沖繩の復帰について大変な御努力をなさった経緯につきましてのお話、心から感謝にたえない次第でございますが、沖繩の問題についてはよく御高承のとおりでございます。今日あるのは皆様方のおかげで、特別措置法、またそれを支える高率補助やから急激な復帰に伴うところのショックを和らげるための復帰特別措置法、そういったもののおかげで今日まで歩んでまいりました。

今御指摘ございました戦後は終わったという言葉は、私は御答弁申し上げたときにそういう意味で申し上げてはおけません。私が申し上げましたのは、先生も先ほど御指摘のように社会資本が充実して、第一次振計、第二次振計の半ばごろまでは戦後の復興期は終わったのだ、第二期の中ほどから今度は豊かな社会へ向けての発展的な社会資本の投入が行われ、今日復帰二十年の節目を迎えて第三次の振興計画を立てるに当たっては、人間でいえばもう二十歳、ひとり歩きしなきゃな

るでございませう。この中の人口、労働力人口それから就業者総数、これにつきましましては現状は目標値を上回っているわけでございませうが、県内純生産それから一人当たりの県民所得、これにつきましましては、御指摘のとおり目標の達成が困難な状況になっているわけでございませう。

その原因は何かということですが、この原因を一般的にお示しすることは大変難しいわけではございまして、いろいろの要素が組み合っているのじゃないかと思っております。幾つかを申し上げますと、まず産業、経済の面におきまして、一つには沖縄は本土の市場から大変遠く離れているということ、それからまた県土面積が大変狭いということ、それからまた用地の確保が難しい、あるいはまた必要な用水の確保も難しい。それから、我が国の経済社会がいわゆる重厚長大型からソフト型へと基調変化を起してまいりましたわけでもございませうけれども、そういうような基調変化もございまして期待された企業の立地が予想したとおりに進展をなしたというところ、その結果依然として物的な生産部門、すなわち第二次産業が大変弱弱弱弱弱弱、第三次産業に偏った産業構造になっているということが挙げられます。

それからまた、民間におきまして資本、技術あるいは人材、こういうものの蓄積がまだまだ十分ではございませんで、産業の高度化あるいは技術革新、こういう変化への対応が十分でなかった。そのために企業の経営基盤も脆弱でございませう。さらには県内を主な市場にしている、こういう状況もございませう。それから、御承知のとおり沖縄の経済構造が財政に大きく依存する体質からまだ依然として脱却できておりませんし、それからまた米軍の施設、区域が広大に存在するというようなことも原因として挙げられるのではないかと、か、このように考えているところでございませう。

○前島委員 要するに地理的な問題だとかいろいろあることはわかるのです。今後の対策を考えますと、結局土地の問題、土地の問題はすなわち

基地の問題だということ、ここに根本的にどうしてもふつかるといふことなんですね。これはまた後で基地問題で議論をしたいと思っております。

長官、復帰二十年たつて沖縄県民はどういう受けとめ方をしているのだろうか、このところの長官の認識をちょっと聞きたいと思っております。

総理府が二年前に、三次振計を前にして参考にしたとしてやった世論調査、沖縄県民の意識調査があります。この特徴というのは長官はどう理解されているか。その一年後にやった知事選の結果、そしてこのところ一年前後の沖縄県民の意向、これは大体現地のマスコミなどが復帰前後の意向を必ず世論調査をやっていますね。この辺の動向を非常に慎重にといひますし興味を持って今回いろいろ私は見てみたのです。沖縄県民はこの二十年間いろいろ苦悩の選択をきたしたような気がするのです。というのは、復帰五年、六年は屋良さん、平良さんという時代が続きました。そして十二年間西銘県政が続いたんですね。そして二年前、一昨年あの大きな選挙があつて再び大田県政になった。

一九九〇年、二年前の世論調査の中では、大きな特徴として、米軍基地に対する厳しい反応が四、五年前と比べてばつと出てきた結果が如実に出ています。日本の安全にとってアメリカ軍の基地をどう評価をしているかというくだりのところは、二年前と五年前を比べるとがらんと変わってきている。そしてもう一つ、二十年の中で国にどういふ施策を望むかという項目の中で、五年前とかなりの変化が出てきています。ぐつと前に出てきたのは、いわゆる公害問題とか水問題に対する対応をきちんとしてくれということ。まあ社会保障関係のあれが依然として強いこととは事実ですけれども、第一次、第二次振計をや、そして県知事がそういう選択をしていく中で私が私なりに理解をするのは、改めてもう一度沖縄県民も二十年前のころを問い返しているのではないのかなというふうに思っているわけであり

そういう面では、長官恐らく見られていると思ひますけれども、あの総理府のやった世論調査の動向、知事選の結果、そして最近の動き、最近の動きというのを私がどういふふうに見るかということ、大田県政に対して意外と厳しいというところで、去年五月の復帰の日前後にやった現地のタイムス紙によると、大田知事に対する支持率はたしか五〇％を前後していると思ふんですね。それは私の思うには、あの公告、縦覧の知事の対応に対する県民の意外にも厳しい反応がそこに出てきたのかなというふうには思つておるんです。そんなことを含めて、長官は、これから次期振計をやる、あるいは沖縄対策をやっていく上でこの二十年間の沖縄県民の意識というのをどうとらえているのか、どう理解されているのか、その辺のところの見解をちょっと聞いておきたい。

○伊江国務大臣 確かに私もその世論調査は拝見をいたしました。数字は見方によつていろいろと御判断が出てまいること、これは数字の性格からいひましてそうなると思ふのでありますが、率直に申し上げて確かに御指摘の一面もあると存じます。しかしながら、これは一々中身をいひ点悪い点申し上げる材料も今私持ち合わせておりませんので、具体的に今先生から御指摘ございした点を踏まえてお答え申し上げます。そのならば、確かに基地問題に対する県民の反応と申しますか、基地がなくてと広い土地を使えればなという願望があらわれていることは事実でございませう。そういうふうな受け取りました。したが

いまして、私も第三次振計をつくるに当たりました。私も恐らく県民はそういうことを踏まえ、また第二次振計にございまして、基地の整理縮小ということに重点を置いていこうという一つの柱が立つておりますけれども、これも今先生の御指摘のあらわれであろうと思つております。したが、私は、この沖縄の狭い土地に約二〇％という面積を占める基地の存在というのは、確かに大きな開発上の重荷であらうと思つております。ですから漸次それについて

の解決を整理縮小に解決をしていかなければならぬ重要な課題と受けとめてまいりたいと思つております。

しかしながら、私は十日の委員会でも申し上げましたけれども、基地を全面的に返還するというふうな御要望には、私は立場としては立ちません。これは申し上げるまでもなく日本の安保条約のしからしむる、安全保障条約の機能の阻害につながることであつてはならぬという立場をとっておりますので、整理縮小に当たりましてはやはり共同使用でありますとか部分返還でありますとか、その必要、使用の目的に従つて個々に交渉をしてもらふべく、今後とも外務省あるいは防衛施設庁あたりとよく連絡をとりながら側面的に援助を申し上げ、そして返還された段階においては、振興開発計画の大きな補助率を適用いたしまして公益性の拡大に努めてまいりたい。それは住宅、産業を含めての話でございませう。それは意味においての努力を今後ともしなければならぬなというふうに、率直に申し上げてあの世論調査の結果を見ますとそういうふうな感じがいたしております。

○前島委員 知事選が終わつた後、ある琉大の教授の新聞に出ていた分析で、日米安保条約を盾に米軍基地問題に何ら抜本的な指針が提示されなかつたことに、県民の不満は蓄積されてきた。と、いふんですね。そして、「沖縄戦の悲劇から半世紀近く、沖縄は小さな島に米軍基地という名の膨大な爆弾を抱えさせられ続けてきた。本土復帰もこの過酷な事実を置き去りにした。今回の革新県政誕生は、日米両政府のこれまでの冷淡な態度に対する沖縄県民の抗議が噴出したものといえよう。」と云つておられるんですね。私はこのところをぜひとも受けとめてほしいという気がいたします。前にやった世論調査も同じような結果が出ていたわけですね。あえてちょっと数字だけをお知らせすると、長官はもうおわかりだらうと思ひますけれども、米軍基地の必要性、肯

定派が二九・五％、五年前は同じ総理府の調査で三四％あった、これが二九・五％に落ちた。そして否定派が前回の五年前は五三・九％、しかし今回の調査において六〇・七％にふえた。この事実を私は素直に受けてほしい。

そこで基地問題で伺いますが、軍用地料ですね。復帰から二十年たつて一体どの程度に変化したのか、軍用地料はどの程度平均で上がったのか。それから、復帰後今日までどれだけ基地が返ってきたのか、それは全体の何％になるのか。そして返ってきた基地は遊休地がいろいろあると思うけれども、その返ってきた土地の利用状況、この三点について、最初の二点は防衛庁ですか。

○中田説明員 御説明申し上げます。

沖縄の復帰前の軍用地料に係る賃借料の単純平均単価と平成三年度におきます米軍施設用地の単純平均単価を比較しますと、約十七倍になっております。

○前島委員 返還面積は。

○山口説明員 御説明申し上げます。

沖縄の復帰時における提供施設、区域の面積は約二百七十八平方キロメートルであります。沖縄復帰時から本年一月一日までに返還された施設、区域の総面積は約三十五平方キロメートルであります。復帰時の提供施設、区域面積に対する返還面積の割合は約一三％であります。

○前島委員 返還地の利用状況は。

○造酒政府委員 沖縄県の調査によりますと、昭和三十六年一月から平成元年三月まで、ちょっと年次が古くて恐縮でございますが、これまでに返還されました一万六百六十三ヘクタールのうち現在利用されておりますもの、例えば森林地域などでそのまま森林として利用されているというふうなものも含むわけでございますが、約八八％が利用されております。それから、残りのうち約六％は公共事業を計画中でございます。それから最後に残りました六％、これは地権者との調整がまだ整っていないとか、あるいは利用するのに適していない土地であるということのために遊休地と

なっているということでございます。

○前島委員 外務省にちょっと伺いますが、御承知のように日米間で返還の合意されたのは、例の第十四回、十六回の日米協議で合意されたものがまずありますね。それから平成二年に日米合同委員会会で返還が合意されたものもありますね。最初の方の返還はわずか四十何％だったろうと思うし、それから平成二年のあれでは具体的に何もないっていいわけですね。こう言っていると思うのですよ。先ほどの世論調査にも出ているように、沖縄復帰はよかった、かなり進んでグレートアップされて、復帰はよかったなどという気持ちで沖縄県民にある。それは事実ですね。同時に、先ほど言ったように基地を返してくれという要求というのはこの裏腹の形で出てきているということなんです。それは、私は二点あると思うのです。第一の方は、いろいろ二十年間振興計画をやってきたけれども必ず基地にぶつかるといふこの事実で、どうしても基地を返してもらわなければこれからの沖縄の振興はないんだという思いが沖縄の皆さんに非常に強くなってきた。それがそういう形に出てきた。もう一つは、国際情勢の変化を肌で感じてきていると私は思うのです。

そういう面でも外務省にお聞きしたいのは、その日米間で合意されたこともさることながら、いわゆる沖縄の基地の返還を求める、具体的に詰めていく、そういう客観的条件というのはいろいろなところから私は熟してきているのではないだろうかというふうに思っています。九〇年の新しいアメリカの国防戦略、その中で、太平洋地域の基地の新しい枠組みという国防総省の議会に対する報告なんかもありますね。その中によると、海兵隊の縮小というのが具体的にどうも提案されているようだ。それはストレートに沖縄に反映するような感じもするというふうな報道なんかもあるわけですね。それともう一つ、最近の湾岸戦争等々に見て、日本の財政力なくしてアメリカは展開されなくなつたという事実、これは使いようによっては

非常に日本側としたら強い交渉の武器になると私は思うのです。武器になると思っております。これからの、そうすると、外務省なり日本政府の腹づもり、姿勢によってこれからの基地問題の返還というの進展するのではないかと。そういう意味で日本政府の姿勢次第だというふうに思える面が多々あるわけですね。

そういう面でも、外務省、そういう具体的に沖縄の返還を詰めていく、実現させていくという客観的条件は非常に熟してきているというふうに私は思っているわけですが、外務省はどういう見解を持っているのかお聞かせください。

○佐藤(行)政府委員 お答え申し上げます。

今、先生が客観的な条件というお言葉をお使いになりましたので、私もちょっとその点について二つ申し上げてからお答えを申し上げます。一つは、国際情勢でなかなか客観的な条件というものはないんだらうと思っております。他方、物事に取り組む外務省の腹づもりというのを今言われましたけれども、まさに我々の主観の気持ちというものはもちろんございします。

そこで、そういう前提で申しますと、より客観的に近い方の状況といたしますと、冷戦の崩壊とか旧ソ連の崩壊とか、そういった問題が長期的に非常にいい方向に、緊張を緩和する方向に向かっていることは間違いないと思っております。またアメリカの財政事情から来る縮小、さらにアメリカの国防情勢の変化に対する対応としての兵力の縮小方針ということも、基地問題の文脈で言いますと転換を求めるべき条件の一つとして数えられるのではないかと思います。ただ、これは長期的にはそうだと思いますが、同時に、今まさに旧ソ連の核兵器をいかにしてなくしていくかということについてもなかなか物事が進捗していませんし、旧ソ連の今のロシアの内政の安定ということもまだまだ確たる見通しが立っていない、あるいは北朝鮮についての核兵器の開発が止まらないかというふうなうわさもあるというふうな状況でございます。

残念ながら、短期的に安全保障という見地から見

てそれでは一挙に返還ができるか、求めていいかといえ、必ずしもそうでないというのがより客観的な方の側面ではないかと思っております。

ただ、主観的腹づもりの問題といたしまして、我々はやはり安全保障、日米安保条約を担当している者としていたしましても、基地の多くの部分、七割近くを沖縄に置いてあるという状況、さらに先ほど来御指摘のとおり、返還二十年を迎えんとしているときに返還が、基地の整理統合が遅々として進んでないという状況、この点について我々も大変心苦しく思っているわけでありまして、そういうことを背景にいたしまして我々としても少しでもきつかけがあればそれを活用して、まさにその幾つかの手段を活用して沖縄の基地の整理統合を進めたいと思っているわけでありまして、

そういう目で見ておられますと、この間の国防報告の中に、太平洋軍の前方展開能力のあり方として西太平洋の縮小された一個海兵機動展開軍という表現が出てまいりました。それに先立ってパウエル参謀本部議長が議会証言でも、一応前方展開軍は存続するという前提のもとでありながら海兵隊の縮小ということをおっしゃっております。現在、沖縄には二万四千近くの海兵隊員がいると思っております。第三海兵師団は御承知のとおり沖縄とハワイとに展開しておりますので、すべてが沖縄にいる人の数からだけでは判断はできないかと思っておりますが、いずれにせよ、我々としてはこれも一つの日本側の主観的な気持ちとして、あるいは外務省の心構えとして基地の整理統合を進める一つのきっかけではないのかと思っております。

これは二十年でございしますし、沖縄の方が二十周年を迎えて、復帰とは何だったのかということもいろいろの意味でお考えになると思っております。その中の一つが基地の問題であることは我々も重々承知しております。そういう意味で心構えを問われれば、いろいろな条件をこの基地の整理統合を一層進める方向に活用していきたいというのが我々の心構えであります。相手のありますこと

は差し控えていただきたいと思います。が、そういう気持ちであります。

○前島委員 時間もありませんからそれ以上あれしませんが、長官に聞きたいのです。

私、いろいろな文書を読んだりしますと、この基地返還要求、縮小に対する開発庁のスタンス、いろいろの文書で必ず出てくるのは、開発庁は返ってきた後のことを考えるんだ、これが開発庁の基本的スタンスだというのはあちこちでよく聞くし、文書にも出てくる。本当ですか。

○伊江国務大臣 本当ですかということにお答えするならば、行政組織上は確かにそのとおりでございます。しかし、これは過日も上原委員にお答え申し上げたように、私は沖縄出身の国会議員でありますとともに、少なくとも関係の一員でございますから、しかも開発庁をお預かりしておる立場から考えますと、両方の立場に立つて物を申し上げなければならぬので、沖縄の開発のために基地問題はわれのところは全然一切構わないというふうな立場には私は立っておりません。しかし事務的な面では、先生も今御指摘のとおり開発面については沖縄開発庁が引き受けますよ、返していただく方は事務的には外務省並びに防衛施設庁でやっていただきますよ、こういう立場でございますことは事実でございます。

○前島委員 その立場だと云々とかかというところ、へ理屈を言うところを基本的に私は言いたいんですよ。それは確かに形式論からいえば開発庁は返ってきた後ですけれども、開発庁の責任でこれからの沖縄の第三次振興計画を立てたり、先ほど私があえて二十年の総括で原因は何なのかと聞いたら必ず基地にぶつかると言うのですよ。これは外務省の立場だとか防衛庁の立場じゃなくして、開発庁という立場からいっても必ずそこにぶつかると言うのですよ、私は。だから、返ってきた後云々という基本姿勢は改めると言っているのですよ。

○伊江国務大臣 ちょっとと舌足らずでございますけれども、私の御答弁が、私の立場といたしまして

ては、政府の立場というふうに申し上げてもいいかと思ひます。十分私の責任において申し上げるならば、それは開発のために返していただかなきゃならぬものはこちらからやはり要求してまいりたい、そういう立場で物事を進めてまいります。したがって、基地問題にぶつかってたら我々の政策はすべてそこで行きどまるというふうなリンクするようない立場ではございませんので、その点は私は関係の一員として責任を持てて申し上げたいと思ひます。

○前島委員 いわゆる全面返還とか云々という立場じゃなくして、要するに沖縄の市町村の皆さんだとか軍艦協の皆さんだとか、あるいは昨年私たちが行ったときには北部市町村会の皆さんが北部の市町村の都市計画といましようか、開発計画の中でこの基地を返還してほしいというものが具体的な形でできていくわけですから、これは開発庁としては人ごとというわけにはいかぬのだと思うのです。そういう面では確かに相手との関係は外務省なりということになるだろうと思うけれども、外務省をどう動かすとか外務省をどう激励するとか、これを積極的にやらにいかんだらうというところを私は言っているんです。それをしなきゃ開発庁としての、開発庁長官としての、ましてや恐縮ですけれども沖縄出身の伊江長官としての本当の任務を全うしたということにはならぬのではないだろうか、そういうことをやり抜いて初めて沖縄の戦後は終わったと言言をしていいと私は思っている、そういうふうになんてほいほいということを言っているわけなんです。そういう面でも開発庁は基地返還、基地縮小については積極的に打って出る、外務省のしりをたたくとかそういう姿勢を基本的に私はとるべきではないだろうか、とらなくちゃいかぬ、こういうふうに思っているわけでありまして。

それで、その軍艦法についての基本的な認識をちょっと聞きたいと思ひついでいます。先ほど私は軍用地料のことを聞きましたけれども、防衛

庁に言いたいのですが、軍用地料さえ上げれば基地はうまく使用できるんだと思つたらこれは間違

だと思ひます。特に沖縄は、あるいは軍用地料を上げて基地周辺のいろいろな対策、そういうことを金をばらまいてやればうまく基地が確保できるぞという、その基本姿勢を私は改めるべきではないだろうかというふうに思っています。県にしても市町村にしてもあるいは軍艦協の皆さんにしても、求めているのはやはり基地の計画的な返還なんです。そしてそれを法律をもってやってくれというところなんですよ。地主会の昨年三月の総会における国あるいは県に対する要請書の文章を見ても、法体系でということを書いてあるんです。ばらばらで今みたいに思いつきで困るんだ、法体系をもってということをやろと地主会の皆さんも言っているんですよ。我々社会党が、野党の皆さんが出しているだけじゃない。そういう意味では私は法体系をもってこの返還を具体的に進めるといふことをやらなくちゃいかぬだろう、こういうふうに思っています。そういう面でも外務省、この軍艦法についての見解を開きたいと思ひます。

○佐藤(行)政府委員 お答え申し上げます。軍艦法の案文については我々も勉強させていただきました。ただ、全体については、所管のことを超えてお答えをしないといけないのかもしれないが、この法案のカーブしているところは非常に広いものでございまして、全体について我々が云々と申し上げる立場にはないと思ひますが、一点困ったなと思ひているところがございまして、それは、我々やはり日米安保条約のもとでアメリカと協力をしていくという建前をとっておりますし、そのもとで必要な基地については提供するというのが安保条約上の義務でございまして、そういう意味で基地の整理縮小だけを一つの目的とする法律については、我々として若干困ったなという感じを今のところ持っております。ただ、それ以上まだ詳しく勉強しておりませんので、とりあえずの意見で言わせていただきます。

○前島委員 開発庁にも聞きたいのですけれども、私は、そのすぐ日米安保条約が出てくるのが気に食わないのです。そこまで言っていないで、地主会の皆さんとかなんかは、何らかの形で法体系をもってやらなくちゃだめなんだというところだろうと思ひます。だから私は、社会党を中心として野党それぞれの皆さんから出している軍艦法の問題もあるでしょう、県の方の考え方もあるでしょう、地主会の方の考え方もあるでしょう。そういう面でも、必ず安保条約がどうのこうのと出てくるんじゃないで、沖縄の皆さんは現実に沖縄振興をする上で、町づくりをする上で、開発する上で必ずぶつかるところですから、そこを組織的に計画的にやってください、地主に対する補償もちゃんと法律でもってやってくださいということなんです。それを具体的にできるかどうかはやってみなければいかぬという、この姿勢を外務省も開発庁もぜひ持つていかなくちゃいかぬ。この辺はまた後、上原先生がやるでしょうから私はこれ以上言いません。

それから、具体的な振興計画のことでも、二私は聞きたいのですけれども、一つはリゾート開発云々の問題です。

私は静岡なんでもあります。特に東部の伊豆半島、富士、箱根のいわゆる観光地を抱えた者なんです。沖繩のあるマスコミがアンケートをとったリゾート開発計画の表を私は見ました。それを見ると、ゴルフ場だけで四十三カ所の計画があるらしいですね。私はあれを見て、一体これはどうなるんだらうなというふうな気がしています。十日の議論でも、いやリゾート法等々の枠の中だということ、それから市町村の許可がない限りやらせない、その枠をとめてあるから心配するなと言うけれども、静岡はあのリゾート法からも、もうあれだけじゃだめなんだ、あれでも大き過ぎるということ、県の方が事実上ゴルフ場凍結をいたしまして、あの基本計画からゴルフ場は事実上引込めちゃったんですよ、リゾート法の枠の中で、あるいは私の東部の方の伊豆とか

第二類第六号 沖縄及び北方問題に関する特別委員会記録第五号 平成四年三月十二日

熱海というのはリゾートマンションとかなかなか出てきて、いわゆる水だ、ごみ処理だという形で行政が追われてもう四苦八苦している、もう全部規制をせざるを得ない。そのあげくに住所は全部東京等々ですから、週末に来るだけで要するに税金は何にも落ちない、地元のメリットは何にもないというのが実態。沖縄は東京や私たちがいるとは違いますが、そういうふうになるとは思いませんけれども、いずれにせよ私の静岡の方の地元の経験から見ても、あのリゾート開発の位置づけというのはちょっと危険ではないだろうか、そんな気がしてならないわけであります。

そういう面でも、あのリゾート開発の位置づけにどんなふうなウエイトを置いているのか。それと、その辺の対策というのはリゾート法の中でやります、市町村の許可以外のことはやりません。なんとなんとなんとなんと思ふ。その辺のところの開発の基本的な認識といましようか、見解をお聞かせしたいと思います。

○適道府委員 回答申し上げます。

沖縄は御承知のとおり亜熱帯性あるいは海洋性の自然的な特性に恵まれておりまして、リゾート地域の形成に適している、あるいはまたそういう形成を行っていく必要があるという点につきましては、第四次全国総合開発計画でそのような方向が示されておりますし、それからまた、現在の第二次振興開発計画におきましてもその必要性が指摘されているところでございます。さらに、第二次振興計画が終了いたしました後の沖縄の振興開発のあり方につきまして御審議をいただきました審議会の専門委員会の報告書におきましても、「国際的評価に耐え得るリゾート地域の形成」、これが今後の沖縄の振興開発を進める上で戦略的な施策の一つとされているところでございます。したがって、第三次振興開発計画におきましてもこのリゾートの問題は一つの大きな柱になると考えておりますが、その具体的な位置づけにつきましては、三次振興計画を策定する過程で、今後県ともよく御相談を申し上げていかなければならないと

思っているところでございます。

ただいま御指摘のとおり、リゾート開発につきましては地域社会との調和等の面で行っている問題が指摘されておりますので、そういうことのないように適切に行われますよう、私どもも沖縄県に對します助言に努めてまいりたいと思ひます。それからまた、それに関連をいたします交通基盤等々の施設の整備等にも努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○前島委員 時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、私は国土庁にリゾート法の見直しの方向とか、この見解だとか、あるいは農業政策で農林省の方にお願いしたのですが、時間がありませんので失礼しますけれども、要望として、今リゾートは見直しの方向に動いていることは間違いない、法そのものも、ですから、そのところは非常に慎重にやってほしいということが一つ。

それから、農業問題で私はいろいろ聞いてみますと、亜熱帯農業は非常に利点はある。しかし、品質の改良だとか開発あるいはそういう施設園芸のノウハウにはまだまだ基礎的な教育といいたし、しょうか、基礎的な研究というものが非常に必要ではないだろうか。そういう面で、亜熱帯農業研究所の充実だとか、そういう研究施設の充実というところがもう一方の農業政策にとって非常に重要だ。時間がありませんので要望だけしておきたいと思ひます。

最後に長官、私は、沖縄県民が本心に心を持って長官のもとで沖縄の戦後は終わったと言えるように精いっぱい御努力をいただきたい、このことを心からお願ひをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○井上委員長 上原康助君。

○上原委員 わずかな時間しかありませんので、きょうは伊江長官、優しくいさましてしょうか。実はもう少し基地問題あるいはこの振計の関連二法全般について議論をし、ただしていかなければいけないわけですが、なかなかそういう時間的余裕

がないのを大変遺憾に思ひます。

そこで、おととい私がいろいろ指摘をしたこと、あるいは相違点についても申し上げました。それは沖縄を思うがゆえに、またせつかく沖縄から初の大任が誕生した、復帰二十年という歴史の節目にこういう重責にあられるわけですから、それは期待が大きければ大きいほど注目されるいろいろなあるんですよ。だから政治家というのとは与党にしても野党にしても、何を言うのか、ただリップサービスとかそういうものでなくして結果が物を言う、長官。

私がもう一遍あなたに特に注文をつけておきたいことは、失礼かもしれませんが、あなたは確かに少しは戦前の沖縄は知っていらっしやる。だが、戦中戦後の本場の沖縄の苦悩、苦しみ、歴史というのについてどれだけ認識をしておられるか私は大変疑問を持っています。それ抜きにしては沖縄の基地問題とか沖縄振計というものは語れない、そういうことをもつとしっかり踏まえて、国務大臣の権限というのはそう軽いものではないと私は見ている。やろうと思えばできるはずなんです。だから、私は国際平和協力法案を審議した昨年の十一月二十日にも、宮澤総理とあなたと外務大臣と防衛庁長官、四名にあの第一委員室の中でわざわざいろいろ注文をつけた。本場に沖縄の基地問題とか振興開発というものを政治レベルで解決するというならば、あなたの御意見が閣内において入れられなければ職を賭してでも頑張つてもらいたいという要望を私はしたはずなんです。これは会議録にちゃんと載っている。それと、三日の本会議における質問についてもいろいろけちをつける人々がいるのだが、ああいう機会がないとあなたの出番もないし、沖縄問題の何たるかを知らない国会議員も多い。そのことをぜひ踏まえていただきたい。今複数の閣僚の皆さんからも私の方に、基地問題にしても年金問題にしてもマラリア補償にしても、あるいは農業、水、そういうことについては我々ももっと真剣に考えなければい

かぬな、上原君、一緒に協力するよというむしろ

激励を受けていることを私は力強く思っている、このことを申し上げておきたい。

そこで、十分しかありませんから、私は伊江長官に期待を込めて五つのことを提言しておきます。

まず、米軍基地の大幅な整理縮小。佐藤さん、さつきあなたは米軍基地の整理統合なんと言いつけれども、統合というのはこれは役人がつくり出した言葉なんだ。佐藤総理は初め整理縮小だったんだ。いつの間にか役人が統合、統合と言つて基地を強化しておりますよ。米軍基地の大幅整理縮小を具体的にどう進めていくかということ。それと、跡利用については安泰とかいろいろいふかわりがあるでしょう。野党案が気にならなければ皆さんの案を出してください。県民合意形成をどうするか、沖縄開発を進める上においてあなたの責任なんだ。この基地問題の解決に本気に取り組んでいただきたいということ。

二点目は、後ほどの附帯決議にもありますし、いろいろございましたが、平成六年以降も沖縄の振興開発、格差是正、自立の経済基盤、あるいは新しい富を生むためには高率補助はどうしても必要なので、この維持継続は本場に今から宮澤内閣において十分その確証を得るよう努力をしていただきたい。

三つ目は、この振計問題とも大変重要なかわりを持つてあなたも強調しておられますが、沖縄の自由貿易地域は今のような状態ではない。これはどうするか。私もこれに注文をつけた以上は、これからのいろいろ勉強してやっていきたいと思う。これは法的、制度的な整備が必要なんです。この間引用しましたね。県工業連合会の意見書あるいは宮城弘さんがお書きになっている本に出てくる。こういう問題をぜひ解決してもらいたい。

四つ目、厚生年金の格差是正。これは理屈、理論、制度の問題じゃない。さつき前島先生もおっしゃったように、沖縄が戦後二十七年間アメリカの占領支配下に置かれたがゆえに格差が生じたん

ついで十分検討し、また積極的に取り組んでまいりたい、かように考えております。

〔上原委員長代理退席、委員長着席〕

○伊江国務大臣 今事務当局から申しましたような経過でございますが、これからの問題としましては、非常に一点都市集中型になっておりますので、やはり遠方から通うという格好に、これからなっていくというのです。そのために、モノレールは那覇と空港だけの間の一本直線じゃなくて、北の方から南の方へ延ばすとか、そういうふうなことに今後具体的に取組んでまいりたい。いろいろ御意見をこれから幅広く伺ってまいりたいと思っております。

○玉城委員 大臣は国鉄にもいらしたわけですから、こういう問題は非常に詳しいと思いますが、鉄軌道が沖縄にはないわけですから、交通渋滞は沖縄に限らず全国的な問題で、とにかく経済的なロスあるいは肉体的なロス、時間的なロス、これは大変な状態です。ですから今那覇を中心にしてやるというのではなくて、やはり空港あるいは南北、海洋博まで、私はなぜかというのを申し上げるかといたしますと、復帰二十周年ですからこれを記念事業として位置づけて、そういう構想のもとに大臣はぜひやるべきだと思ふ。といひますのは、私、先ほど総理のお話を申し上げましたが、相当部分を沖縄の人々に背負わせている、日本は防衛問題で、だから、今防衛庁の予算が四兆余りですね。この二十年では相当な額になるわけです。そうだからとはい言いませんけれども、先ほど経費がかかる、経費は当然かかります。だから、そういうことを思い切って、沖縄の方々に恩を感じていただく以上はやはり何か政府がバックアップしてやるというのをしないと、ただ口先だけで言ったところで終わってしまいます。だから井上委員長も、復帰二十周年だから相当額の金をちゃんと政府は何しろとおっしゃっておられますけれども、やはりそれぐらいの覚悟でやらないとモノレール一つをとっても実現できない。これはもう大臣だから、沖縄出身でもいらした

わけですから、大臣だからこそこういう記念事業の一つとしてモノレールの沖縄本島南北縦断の構想というものをぜひ実現できるような形にしたい。ただきたいと思うわけでありすが、いかがでしょうか。

○伊江国務大臣 その構想をできるだけ早く具体化できるように努力してまいりたいと思っております。

○玉城委員 もう一つは離島振興なんです。御存じのとおり沖縄県は離島で成り立っているような県であります。県民所得は平均して四十七都道府県で一番最下位、さらに最近では格差が開きつつあるという状況なんです。離島をターゲットにしますと沖縄県の大半が離島ですね。しかもその上に、離島がだんだん過疎化の傾向が進行しております。ですからこういう離島振興という問題に本気になって取り組まない限りいつまでたっても県民所得について言うならば四十七都道府県の平均より、そういうことはもう間違いないと思うのです。ですから開発庁とされても本気になってこの問題に取り組まないといけません。で、じゃどうすればいいかという問題があります。それぞれ島の特色がありますからそれに応じた振興開発というものをやらなくてはいいけれども、例えば一番南の与那国が台湾との国境貿易をしたという、それについては大蔵大臣も前向きに検討するといふようなお話まで出てきているわけですから、その点についてどうお考えになりますか。

○道庁政府委員 離島につきましても先先生御指摘でございます。確かにいわゆる県内格差と申しますか、沖縄本島との所得の格差、それからさらにまた過疎化の進行といういろいろな問題がございます。沖縄の振興開発を行うに当たりますと、離島の振興というものはどうしても欠くことのできない課題であらうと私も考えているところでございます。

これまで沖縄振興開発事業費の約四分の一強を投じて、いろいろ交通、農業、保健医療、教育等々各般の施設の整備あるいは施策を行ってま

いりました。特に、ただいま先生御指摘のように離島にはそれぞれ事情がございます。沖縄の離島は、本島の周辺それから宮古、八重山の周辺あるいは外洋の離島とそれぞれ置かれた状況が異なっております。これまでもそれぞれ島の実態に応じまして、必要に応じて海底送水あるいは海底送電、海水淡水化等の事業を行ってまいりました。また多くの離島架橋も行ってきたところでございます。そのほか、それぞれの島の実情に応じました農水産業等の振興も行ってきたという状況でございます。

さらに、各島の特色を生かしながらその島の産業の活性化、具体的には観光の振興でございますが、そういう面から沖縄コミュニティ・アイランド事業も行っておりますし、さらに今回の改正におきましては、旅館業につきまして地方税の減免を県あるいは市町村が行った場合に減収補てんの制度を設けるということも御提案申し上げているところでございます。

離島の実情に即しましてその振興を図るといふ先生の御趣旨、まことに同感でございます。今後の沖縄の振興開発におきまして重要な課題と私も認識しております。三次振計の策定の過程で十分検討してまいりたいと思っております。

なお、与那国の開港につきましては御質問がございました。与那国島は我が国の一番西の端にある島でございます。台湾まで百二十五キロという比較的近い距離でございます。台湾との経済交流が盛んであるというそういう島でございます。現在地元におきまして、地域の活性化の方策といたしまして台湾との交流を図ろうというところでございますが、そのための方策の一つとして開港ということが検討されていると承っております。開港につきましましては関税法を所管いたしております大蔵省の所掌に属するわけでございますが、地元からの御要望がございしますれば私も大蔵省と連絡をとってまいりたい、このように考えているところでございます。

○玉城委員 ぜひひとつお願いします。

与那国、石垣、宮古、ずっと離島が続いていきます。この石垣の場合も、おととも申し上げましたけれども、三角貿易、一九九七年だったですが、香港が中国に返還されるということで、香港の国際取引の機能をやはり沖縄は相当部分担する。ですから、いわゆる自由貿易地域の問題にしてもその地域指定をするとか、そういうことも当然考えられると思ひます。宮古も特色を見出して開発すれば相当のものが出てくるわけです。例えば、この前も委員長と一緒に言いましたけれども、伊良部架橋の話ですね。この前池間大橋がかかりましたけれども、伊良部架橋、それから下地島訓練飛行場を何とか有効に活用する方法とか、あるいは上野村に行きますとドイツ村構想というのがあるわけですね。冷戦のシンボルであったペルリンの壁、大きなあれを二つも村役場の前に飾ってありますけれども、そういう問題とか、亜熱帯地域の農業の開発、そういうものも進めておりますし、あるいはコースタルリゾートですか、こういう開発構想もあるわけです。そういうものをずっと政府がバックアップして推進していけば、やはり県民所得も相当向上していくことは間違いないわけですから、そういうものもぜひお願いをしたいわけです。どうでしょうか、宮古の開港について。

○道庁政府委員 ただいま自由貿易地域につきましてはお尋ねでございますが、沖縄におきましては第二次産業、特に製造業の発達がおくれておりますために、県民所得が全国最下位ということがございます。地域の特性に合いました製造業を振興して県民所得を引き上げ、自立発展の基礎をつくるということが必要だと思っております。自由貿易地域もその際の有効な方策の一つであらうと思っております。

自由貿易地域の今後の展開でございますが、沖縄県あるいは那覇市におきまして、将来那覇軍港が返還されました場合、その跡地を自由貿易地域として利用したいということを検討しておられる

と聞いておりますし、また沖縄県におきましては、中城港新港地区につきまして自由貿易地域を展開するということを検討しておられるようでございます。また、私も今回の改正におきまして自由貿易地域に総合保税地域を導入することといたしておりますが、沖縄県あるいは市町村それから地元企業、こういうところにおきましてこの総合保税地域の制度を有効に活用されまして、沖縄における企業の立地あるいは貿易の振興に寄与するように活用されることを期待をいたしているところでございます。

○伊江国務大臣 今御答弁申し上げたことに尽きますけれども、確かに先生御指摘のとおり、百六十近い島の中で有人島が四十もございまして、その離島との交通問題をまず便利にするということと、主要離島から本土の他府県の主要都市へ直行便が出るように空港も開設しなければならぬのじやなかろうか、あるいはまた架橋の問題を含め、あるいは開港の問題を含め、いろいろ御指摘になりました諸件につきまして今後真剣に検討してまいらなければならぬ問題だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○玉城委員 先ほど自由貿易地域のお話が出ましたので、あの中でのいわれる二十八条では特殊法人をつくってやるという、それが現状ではできない。では二十四条ですか、第三セクター方式は、その点をちょっと概要を説明していただきたい。○造酒政府委員 やや技術的な説明になりましたが、恐縮でございますが、御説明を申し上げます。

今回の改正によりまして自由貿易地域の中に総合保税地域という制度を導入いたしましたわけでございますが、そのために二段階の組み立てを考えております。一つは、自由貿易地域内の施設の設置あるいは運営の事業を行います者に対する認定の制度を設けております。これが二十四条第一項の改正でございます。これはどういふことかと申しますと、従来、自由貿易地域内に入居いたします

個々の企業がそれぞれ自分のところで使う施設を整備するということが前提でございましたけれども、今回の改正によりまして、個々の事業者が共同で利用する施設を設置、運営する事業、これを新たに認定の対象にいたしましたわけでございます。これによりまして個別の事業者は必ずから施設の整備を行う必要がないというところで、個別の事業者にとりましては大変利便の増進になるかと思ひます。これが一つの立場でございます。

それから二番目に、この施設の設置、運営の事業を行う者に沖縄開発庁長官の認定を受けました者が整備をいたしました施設につきましては、関税法上の総合保税地域の許可を与えるということにいたしてございます。これが法律の二十五条第二項の関係でございます。ところが、関税法上総合保税地域の許可を与えることができる者の要件、これはあくまでも関税法上の制度でございますので、これは関税法の体系で規定をされるわけでございます。具体的には関税法の施行令で定められることとなるわけでございますが、事業内容あるいは株主の構成などを勘案して関税法の施行令で定められる要件を満たす者ということになっております。現在検討過程でございますけれども、資本の一定割合が地方公共団体などによって所有されている法人、いわば公益的な法人でございますが、そういう公益的な法人とする方向で検討が行われているというところでございます。したがって、自由貿易地域の中でこの施設の設置、運営の事業を行う者につきましても、関税法の施行令で総合保税地域の許可を受けられる要件と同じ状態にしておく必要がございます。したがって、資本の一定割合が地方公共団体などによって所有されている法人、すなわち公益的な法人ということと認定の要件とする方向で現在検討を行っているところでございます。

○玉城委員 そのいわれる総合保税地域ですね、これはこれから設置されるわけですか。ここにそういう第三セクター方式で経営主体というものがつくられていくということですか。

○造酒政府委員 一つの総合保税地域の中には管理運営主体あるいは設置主体というものは大体一つというものが原則的な場合になるかと思っております。ただ、この法人を設立するに当たりましてどういふ団体を母体にするか、あるいは関係者の出資の割合をどうするかというような問題がございますが、これにつきましては、今後この構想を具体化してまいりますに当たりまして、沖縄県など地元の関係者とも十分御意向を開きながら相談をしてみたい、このように考えているところでございます。

○玉城委員 次は、また問題は別ですが、一昨日もお伺いいたしましたけれども、那覇空港の再開発といいますが、そういうことで現在のターミナルが移動していくわけですか、その現在のターミナルの跡地を有効に使うということについて開発庁の考え方を伺いたします。

○水谷政府委員 那覇空港の問題は運輸省の所管するところではございませんけれども、お話ございましたように空港のターミナルが大幅に狭隘であり、かつ分散をしているということで、現在、国内線のターミナルと離島線のターミナルとを現在ございます国際空港のターミナルの南の方に移転したいということで整備を進めているわけでございます。そうしますと、お示しございましたように、現在の国内線のターミナルないし離島線のターミナル地区があいてまいります。そうしたときの後の取り扱いにつきましては現在運輸省でいろいろ検討されているようでございますが、特に今後の貨物需要の動向等を考えながらということでございますが、私も伺いたしましては、地元の関係者の御要望等もございまして、そういうことを踏まえまして、この地域が空港機能の拡充等できるだけ地元の活性化につながるような形で再利用されるように県からお話を伺い、かつ運輸省に対してもこの点も積極的に働きかけてまいりたい、かように考えております。

○玉城委員 まあ空港のターミナルについては大臣も御存じのとおりなんです、沖縄は台風常襲地帯ですから台風のたびにお客さんが大変混雑じやなくて、これはもう人道問題じゃないのか、小さな子供を抱えて、台風が二、三日にしますと大変な状況になるのです。ですからこれは沖縄の振興という立場から非常にゆゆしき問題なんです。大臣、どうお考えになりますか。

○伊江国務大臣 私も実はそういう輸送の仕事も何年かやってまいりました経験からいたしまして、あの輸送が途絶えたときのお客様の整理と申しますかそういう問題、あるいはそれがまた回復したときに運搬機材の運航の処理の問題、そういった点は確かに沖縄では十分にいたっております。観光立県を唱える沖縄としましては、またこれにはやっとならざるを得ないので、そういう点については、航空会社あるいは県の施設でございまして空港等の容量の問題もありませんから、これから県とも十分に相談してまいりたいと思っております。

○玉城委員 最後にいたしました十一月話されたこと、今日に及ぶまで我が国の防衛の非常に大きな部分を沖縄の人々に背負わされている、これは事実そうですから、七五％が在日米軍基地なんですね。ということ、できるだけのことをして沖縄の方々のこういう苦勞に報いたいということも総理がおっしゃっている。これは後から総理にもちょっと確認したいと思ひますけれども、そういうことであります。二十年たつてもこういう現状は変わりはないわけですから、これをやはり沖縄が自立できるようにそういう必要な部分については米軍と強く話し合いをして、基地の問題についても沖縄に使わず、民間に使わすというふうなことをしない限り沖縄はいつになつたて自立できないのです。ですから、本当に自立できる体制をどうつくり上げるかということを沖縄開発庁はぜひやっていただかないと、今更ですと見てい

ますと沖縄開発庁はむしろブレーキをかけるので
すね。そういうものが非常に見えるわけですね。そ
うでなくて、そういうことをしないように、自立
できるように大臣の強力なバックアップをぜひひ
とつお願いしたい。例えば先ほど申し上げました
モノレールの問題にしても、それを復興二十
周年の記念事業として位置づけてこの事業を推進
しようじゃないかということもぜひひとつお願い
をしたいと思ひます。最後にひとつ大臣の方のお
考えを。

○伊江国務大臣 御激励を賜りましたように頑
張ってまいりたいと思ひます。

○井上委員 古堅実吉君。

○古堅委員 去る六日に予算委員会住宅問題
をお尋ねしましたので、きょうは沖縄の特に本島の
陸上交通問題について、現状と問題点、さらに展
望などについてお尋ねしたいと思ひます。

御存じのように、復帰後二十年にわたる振興開
発計画のもとで、国道とか県道、この基幹道路に
ついての整備が目覚ましく進みました。しかし一
方、住宅地域に入りますとまだまだこれからとい
う状況が歴然たるものがございします。同時に、都
市地域における慢性的な渋滞問題も深刻な一面を
のぞかせております。それらにかかわる問題で
す。産業における物流機構を充実する意味でも、
都市地域における渋滞問題というのは解決しなく
ちゃいかぬ大変大きな課題だというふうに考へて
います。

それは、例えば糸満工業開発地区の問題点で
すけれども、現在、水産食品関連用地で四〇％近く
がまだ分譲されないままに残されております。そ
れには理由がございします。その大きな原因となっ
てゐるのが流通アクセスの問題であります。今回
の振興開発特別措置法改正案で、工業開発地区の
対象事業に流通関連業種を加えるという措置がと
られました。これは大変結構なことだというふう
に考へますが、これも、沖縄本島におけるこのよ
うな道路交通問題を整備しなせんと結局のところ
この措置が有効に生かされないということになり

かねない、そういう問題を含んでいます。そうい
う立場から、沖縄の産業振興の発展の上からもこ
の交通渋滞解消の問題は重要な課題として受けと
めて推進を図らなくちゃいかぬ、そういうふう
に考へますけれども、長官の御見解を承りたいと思
ひます。

○水谷政府委員 ただいまお示しになりましたよ
うに、今後の沖縄の振興開発を考へる場合に交通
体系、とりわけ陸上交通の整備が重要である
ということはお話のとおりでございます。これ
まで進めてまいりました結果、例えば改良率とか
舗装率とかいった現在ある道路についての整備は
確かに進んでまいりましたが、基幹道路はよく
なったけれども一歩入つてみると住宅地域の道路
等は未整備だというお話がございました。その点
もまさにそのとおりでございます。私も道路
について二つ問題があるのではないかと。

一つは、現にある道路はいいのですけれども、
例えば道路密度と言つておりますが、自動車一台
当たりに対する道路の絶対量がそもそもの少ない。
この辺は全国に比べてかなり劣つておりま
す。したがって、道路密度をまず高めなければい
けない、絶対量をふやさなければいけない。

もう一つは、先ほどお示しにございましたよう
に、基幹的な道路と、それから一歩入つた市民の
ためのいわゆる生活道路というものが混然一体と
なつておりまして、道路としての機能が分化して
いないという大きな二つの問題がございまして、
そういう意味から道路整備というのとはなお進め
ていかなければいけないし、先ほどお話ありまし
た糸満の団地の問題にしても、やはり一つに
は道路の未整備があるんだろと思ひます。だか
ら、現在は糸満バイパスというのを事業化をいた
して進めておりますけれども、具体的なお話にな
りますとやはり地元の調整ということがなかなか
はかどつておりませんで、私もその辺は国道事
務所等にも督促をいたしまして、少しでも早くこ
れが着工に至るように努力をしてまい
らなければいけない、かように考へております。

○古堅委員 沖縄の陸上交通問題を論ずる場合
に、今おっしゃった点とも関連しますけれども、
もつと道路の整備が必要だというふうに考へて進
めようとしたらぶつかるのがあります。これはい
ろいろな意味で言われる問題なんです、やはり
米軍基地の問題です。そういう問題を含めて
多面にわたる課題がございします。その課題の一つ
でありますけれども、車社会だといって車がふえ
る、それに見合う道路を多くつくり、広くする
というだけで問題が解決するかと、そういう
方向にはいいじゃないかと思ひます。また、
ああいふ狭い沖縄で道路をどんどん大陸における
ような形で簡単につくれるなどというものでもな
い。大変大きな制約もございします。そこで、この
交通問題を考へていかなくちやいかぬ大事な点
が求められていると思ひます。

一つには、現在沖縄県と那覇市が共同で進めて
おります都市モノレール構想、これは大事な点だ
と考へておりますけれども、定時性、定速性、大
量輸送交通機関、その活用の問題です。那覇市を
中心として都市地域における言つてみれば試みと
してのそういう推進というものを待つておる
と思ひますけれども、これは路面だけの道路をつ
くればいいというふうなことではない、これから
の沖縄の交通問題を解決していく一つの大きな点
ではないかというふうに考へて私たちも重視し、
推進しておりますが、なかなかやすやすと進んで
こなかった経緯がございします。しかし、用地の確
保も八〇％以上まで参りました。三次振計におい
て沖縄開発庁がこの都市モノレールの成功にかか
わり、積極的に開発金融公庫その他の面でも関与
していかなくちやいかぬ面があるんじゃないか、
こうも考へております。それについての受けとめ
がどうであるか、開発庁として積極的にそれを推
進されるおつもりがあられるかどうか、そこをも
う一度確かめる意味でお聞きしたい。

○伊江国務大臣 まず事実関係につきまして局長
から御答弁申し上げて、その後私から申し上げた
いと思ひます。

○水谷政府委員 先ほど、車社会の中では車がふ
えてくるから道路をよくしてもさらに交通渋滞に
なるのではないかと、そういう面では車と道路とが
イタチごつこのようなところが確かにあるのだろ
うと思ひます。過疎化を防ぐために道路を引いた
らさらに一層過疎化したという例がございします。
そのとおりだと思ひます。しかし先ほど申しまし
たように、沖縄の現状を見ますとなおかつ道路は
いろいろなところで整備しなければいけない。例
えば北部へ行きます場合でも現在五十八号が中
心になっておりますけれども、実を申しますと那
覇から名護まではその西に西海岸道路という形
で、現在断続的にしかバイパスをつくつておりま
せんけれども、遠い将来としては一本新しく海岸
道路をつくらうという計画も持つておりまして、
そうしたことによつてかなり緩和してくるのでは
ないかというふうに考へます。

それから現在進めております那覇市の都市モノ
レール、これにつきましてはいろいろやつてまい
りまして、現在、先ほど申しましたような採算性
の問題とか資金調達の問題、いろいろ県が調整を
されております。しかし、私もそれは那覇市域の交
通渋滞の緩和のためにはぜひとも大切な事業であ
るといふふうに考へておりますので、県にもよく
お話を伺つた上でこれを支援してまいりたい、か
ように考へております。

○伊江国務大臣 非常に重要な問題でございま
すので、私もこれをこれからの大きな課題だろ
うと思つて取り組んでまいりたいと思つておりま
すが、とにかく先生の御指摘は、いわゆる鉄軌道
を利用して定時性、定速性、大量の輸送というも
のを確保しろという点に主眼を置かれた御質問だ
と思ひます。そのとおりだと思ひます。したがつ
て、今基地だけがその障害になつてゐるという
ところもそれはございしますけれども、そうでない
ところにつきましては用地の買収を、今後延びて
いかなすための、モノレールならモノレールを延長
するためにもやはり用地の問題が伴いますので、こ
れは基地であるかと私有地であるかと問ひません

けれども、そういった問題を解決するためには、私自身の私見をいたしましては国道なり県道なりの上下の空間、立地利用というものを考えるべきじやなからうかと思っておりますので、この点についても各方面の御意見を承りながらやってみようと思っております。

○古聖委員 御発言がありましたように、都市モノレールはそういう立場で推進を図ってほしいと要望を申し上げておきたいと思っております。

最後にお尋ねしますけれども、先ほど局長から、自動車一台当たりの道路延長が全国に比べても少ないということがございました。資料を見ていますと確かにそうです。それとでも復讐時に比べますとかなり進んでおります。しかし、私はそのことも含めて一つ問題があらわになってきたというふうな感じがいたします。なぜかといいますと、沖縄県土面積に対するところの道路の延長率というのは全国の平均よりも高いのです。小さい島であるのが道路の延長というものは全国に比べてもずっと高いところまで来てしまっている。それなのに交通渋滞とかいうふうな形で問題が解決しないという面がある。ですから自動車はほとんどふえていく、渋滞する、そして自己防衛的に自家用車を買う、それに任せておくというふうな形では沖縄における道路交通問題は解決せぬぞというところを教えている一つの数字としてあらわれてきておるのです。

だから都市のモノレールも大事なのですが、私がここで申し上げたいのは、単に都市モノレールだけに限定しないで、沖縄本島を全体として見てもっと大きな構想が必要になってきておるのじやないか。現在の問題を解決するためにも、将来を展望しながら沖縄の交通問題を本当に解決していく道は何なのか、道路だけをつくらばいいのか、これで解決できるのかということが問われているときではないか、このように考えます。戦前、那覇を中心に嘉手納にも与那原にも糸満にも御存じの軽便鉄道がございました。戦後なくなりまして。残念です。そういう軌道システムがない

のは全国で沖縄だけです。これを考える重要なときに今来ておるのじやないかというふうに思ひ、質問をいたしたいのです。

道路はつくられる、いろいろな整備は進んでいるにもかかわらずそれ以上に車がふえるというところがありまして、昭和五十五年に比べて平成元年は、車の交通の混雑度は昭和五十五年の〇・六七五から逆に〇・八四六へと高くなって悪くなっておるのです。ですから、今のような延長線では難しい問題があるぞということなのです。これを軌道交通システムを導入して、例えば那覇を中心にして糸満から名護あたりまで縦貫の軌道システムを考えて、これは難しい問題でありましょう、時間もかかりましょう。しかしそれが本当に据われば、それとの関連でバスとかタクシーとかと整合性を持たせて、公共の交通システムで生活も仕事も通学もみんな基本的には間に合うということができたなら、沖縄の社会というのは本当に変わってしまします。住宅地問題などについても、北部の土地などを利用することもできます。おくれた北部のいろいろな開発もそれなりに進みます。学校も、北部からも毎日通学というふうな形で解決できる。経済的にも文化の面でもいろいろの面で一変してしまふものがつくれるのではないか、このように考えて、沖縄の交通問題を将来にわたって展望し、解決するためにはこれを避けては通れぬのじやないかと思ひます。国鉄の出身であられる長官のこういうものについてのいわゆる構想的なお考えでもいいのですよ、御所見を承りたいと思ひます。

○伊江国務大臣 一々ごもっともでございますので、敬服をいたしております。先ほどもお答えを申し上げましたように、やはり定時性、定速性というところが鉄道の特色でございますし、これが現在の交通アクセスに問われている大きな問題であらうと思っております。これは余分なことではございませんけれども、新幹線が東北の方に延びてまゐりましたことを背景にいたしまして、東京都に勤務する人たちの住居が非常に広がってまゐりました。あれと同じようなことが今先生御指摘のように沖縄においても実現するのはやはり鉄軌道に頼らざるを得ない、こういうことでございまして、先ほど玉城先生にお答え申し上げましたけれども、私自身の構想としては、今先生御指摘のようなモノレール、鉄軌道と申しますか、これを南北に広げていくというふうな方向で考えていきたいと思っております。

○古聖委員 終わります。

○井上委員長 小平忠正君。

○小平委員 私は一昨日の当委員会での質疑に続きまして、本日は四十七年の復讐以来の例の復讐特別措置法、この点について質問させていただきます。今日までこの措置法によりまして沖縄県経済の発展には当然効果あらしめた、こう思っておりますが、その中で、限られた時間の中で二、三点質問させていただきます。

一つは、揮発油にかかる揮発油税及び地方道路税の軽減措置がこれによつてとられてきたわけですが、それによると現在揮発油はリッター当たり七円ですが、本土より安くなっている、こういうことであるのでしようが、その効果が沖縄における揮発油の小売価格にきちんとあらわれているのか。またこれに関連して、沖縄県は復讐以来条例を制定し、石油価格調整税を設けて、本島から沖縄の離島に輸送される石油製品の価格安定と円滑な供給を図るために当製品の輸送、販売業者に補助をすることになっておるわけでありまして、これについても四十七年の復讐以来今日までの累計といたしますか、それはどういふふうな状況なのか。また離島ではこの措置のためにどのような効果があるのか。まずこれについてお伺いいたします。

○道政府委員 ただいま揮発油税それから地方道路税につきましてのお尋ねがございました。この軽減措置は、沖縄が本土に復帰いたしました際に、沖縄県で消費されます揮発油につきまして、本土と沖縄との税額の差によりまして沖縄における揮発油の価格が上がるのを防止しようというところとで、復讐後五年間は復讐時の税負担を維持する

という考えで始まったものでございます。逐次軽減幅を縮小してまいりまして、現在はいまだ先生御指摘のとおり、リッター当たり七円の軽減幅ということになっておるわけでございます。

この特別措置によりまして軽減額がどのくらいかというお話でございますが、復讐後平成二年度までの間で、これは推計をいたしますのがなかなか難しいわけでございますが、大体五百三十四億円程度と考えております。なお、沖縄県におきましては陸上交通手段は専ら自動車に依存しているわけでございますので、県内企業あるいは県民の方々のガソリン代の負担の軽減、ひいては県民生活の安定に寄与していると考えているところでございます。

それから、石油価格調整税につきましてのお尋ねがございました。この石油価格調整税は、沖縄県におきまして石油価格調整税条例というものによつて行われているわけでございます。現在のところ調整税の額はキロリッター当たり千五百円というところでございますが、この調整税を財源としたしまして、沖縄県では離島におきまして石油製品の本島並みの価格の維持あるいは離島におきまして石油の円滑な供給を図ろうということで、離島向けの燃料用石油製品につきましては、輸送費を負担する販売業者あるいは輸送業者、こういうものに対して補助を行っております。この補助金の累計額は復讐後から平成二年度までで八十六億円と聞いております。

いずれにいたしましても、離島におきまして消費財の流通コストあるいは物価の高騰というものを抑制し県民の消費生活に寄与するという面と、離島におきまして生産物の生産コスト等を抑えまして離島の産業の振興に貢献をしていると理解をいたしております。

○小平委員 沖縄の交通事情の特殊性からいまして、この問題は諸事情における効果が今後効果大なるように努めてもらいたい、この願う次第でございます。

次に、発電用石油製品に係る関税の免除についてであります。これについても復帰以来の電力事情はどうなっているのか、また、この措置及び沖縄電力の事業税の軽減措置によって沖縄電力の料金価格にどのように反映していると考えられているのか、さらに、多くの離島を抱えていて、そのためにコストがかかるなどの沖縄電力の事情を考えますと今後この措置を継続していくことが必要だと、こう私は思います。これについて大臣並びに通産省からも見解をお伺いしたいと思っております。

○道庁政府委員 発電用石油に関します関税の免税額はどのぐらいかというお尋ねでございますが、沖縄県の調べによりますれば、復帰後から平成二年度までで大体七十一億四千万というふうに推計されております。これが電力料金の安定にどのように寄与したかというお話でございますが、税制上の特別の措置によりまして費用が軽減されました額は料金原価から控除されることになっておりますので、そういう意味で県民に還元されているものと理解いたしております。

なお、沖縄電力につきましては今回の措置の延長でございますが、現在沖縄電力は、十五・六万キロワット二基から成ります具志川石炭火力発電所の建設を進行中でございます。そういうこともございまして、同発電所の運転開始後の体制へ軌着陸を図るという観点から、この特別措置の適用期限を五年間延長することとしたところでございます。

なお、今後ともさらに継続する必要があるか、継続すべきではないかというお尋ねでございますが、一般的に申し上げまして、この復帰特別措置と申しますのは、沖縄の復帰に伴いまして本土の諸制度が沖縄県の区域内に円滑に実施されるというのを目的として定められたものでございまして、今回の改正は、税に關します復帰特別措置の適用が期限切れを迎えるということで、現在直ちに本土制度と全く同じ制度へ移行することは沖縄県の社会経済情勢それから沖縄県民の一般消費者の

生活や産業、経済の実態等に及ぼす影響が大きいということで、本土の制度への移行時期をさらに五年間延長するといふのに等しい内容のものでございまして。

これらの復帰特別措置は、その本来の趣旨から考えますとできるだけ早く本土制度と同一化するものが好ましいものでございまして、延長期間経過後に今回の延長に係ります特別措置をさらに継続するかどうかということにつきましては、その時点で判断すべきものであると考えておりますが、今後五年間の延長期間の間に沖縄の経済社会の状況が好転いたしまして、これまでの復帰特別措置の必要がなくなるといふ状況になることを期待しているところでございます。

○伊江国務大臣 今後とも継続する必要があるのではなからうかという御指摘でございます。今事務当局からお答え申し上げましたようにその時点になりませんと諸情勢はわかりませんけれども、御指摘になる事情については十分に認識して、その時点で鋭意努力をしてみたいと思っております。

○片山説明員 先生の御指摘の点につきまして、ただいま沖縄開発庁の方から御答弁いたしたとおりでございます。

○小平委員 終わります。

○井上委員長 引き続き、内閣総理大臣に対し質疑を行います。上原康助君。

○上原委員 宮澤総理には大変お忙しいところを本沖北委員会においでをいただきまして、心から敬意を表したいと思っております。

そこで、限られた時間でありましてから端的に伺いをさせていただきますので、御了解、御理解をお願いいたしますが、既に去る三日の衆議院本会議でも私は、沖縄復帰二十年という大事な節目を迎えておるといふことで、ぜひ沖縄の抱えている諸問題解決のために総理の特段の御配慮、政治的決断をお願いしたところであります。また、宮澤総理がこれまで多くの関係を御経験なさって、沖縄の復帰前あるいは復帰後のことについて

いろいろと御尽力したことについても心から敬意を表し、評価をする面も多いのであります。だが、残念ながらまだまだ解決を図らねばいけない諸問題を多く抱えておりますこの沖縄振興開発あるいは特別措置法関連二法も、まだまだ本土との格差の是正とか自立経済への基盤整備、基礎条件ができていない。復帰二十年たっても、さらにもう十年政府がいろいろとお力を入れていただかねばいかぬという立場で審議をしてみたいと思っております。

そこでまず第一点は、多くは申し上げませんが、今後の沖縄振興を推進する上で政府の高率助成措置、いわゆる補助負担率の特段の配慮の維持継続というものは必要不可欠であります。そういう意味でぜひ総理のお立場で、この問題については二年後に見直し論もいろいろあるのですが、沖縄については特段の御配慮をいたさなく、そうしないことこの沖縄法なりは十分な目的達成といえます。その実効があらしめられないことになりまして、ぜひひとつよろしく期待をいたして存じますが、総理の御見解を聞かせていただきたいと思います。

○宮澤内閣総理大臣 昭和四十六年に沖縄の復帰に伴います諸法案が政府から提案されました際、政府といたしまして「われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべきである」ということを申し上げました。その政府の立場は今寸分変わっておりません。並びに、過去二十年間、この問題につきまして本心に尽すをされてこられた当委員会並びに委員の皆様方の御努力に心から敬意を表したいと存じます。

で、おっしゃいますように、そのような努力にもかかわらず諸般の条件がまだまだ十分になつたとは申しがたい、我々として沖縄の方々に對してこの償いの心をもつてなすべきことはまだたくさんございます。そのために今回諸法案を提案をいたし、御検討、御審議をいただいておりますが、それとの関連におきまして高率補助の問題を別途、平成五年に再検討するという問題がございまして。これはいわば国のナショナルレベルで行われることでございましてけれども、その際に沖縄の置かれております特殊事情というものはやはり十分に考えていかなければならない、このように考えております。

○上原委員 ぜひひとつその点、強く要望を申し上げておきますので、御配慮をお願いしたいと思います。

そこで、時間がありませんから、何といっても沖縄の振興開港を進めていくには基地問題の解決がこれまた大事であります。かねがね何度か総理の御見解も聞いてまいりましたが、私は、基地問題は単に役人に任せるのではなくして、政治レベルで高度の政治判断で整理縮小を促進していくということが必要だと思っております。復帰二十年の何か目玉としてこれだけは宮澤内閣としてぜひやっていきたい、その決意をお願いをしたいというところ。

いま一つは戦後処理問題。厚生年金の格差は正、これはもう理屈、理論じゃないんですよ。戦後二十七年間分断されたがゆえに格差が生じているわけですから、これは今償いの心を強調なさいたしたので、そういうお立場でやっていた方がいいと思ひますし、同時に八重山地域における戦争マラリア補償の問題等についても、復帰二十年というこの節目でみんな大きな期待と関心を持っていきますから、私は総理大臣がやろうと思えばできることだと思ひます。この三点についての御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○宮澤内閣総理大臣 基地の縮小につきましては、お互いに過去いろいろな努力をいたしてまいりました。多少の成果は上げたところでございましてけれども、今日なお、沖縄本島に限って申すならば約二〇%を占めているという現状でございます。このことは先ほども申しましたように、そのような沖縄県民の御協力によって我が国の安全が保たれておるといふことでございまして、国民が

ひとしくその沖縄県民の御協力に對して感謝すべきところでございます。そうして現状の世界情勢が続いておりますと、やはりそのような御協力と御理解によつて米軍の施設、区域の円滑、安定的な使用といふものはなおその必要性が現存しておると考えますけれども、しかしながら、過去においていろいろの努力を續けて、不十分ではありますすが何らかの実績を上げてきたところでもございしますから、整理統合問題については今後とも引き続き米側と鋭意努力を續けてまいりたい。このことは冒頭に申しましたような趣旨から考えましても、政府としても最善の努力を尽くさなければならぬところであるといふふうに考えております。

沖縄の厚生年金につきましてはしばしば上原委員から御指摘のあるところでございします。また、本土復帰のとき及び平成二年度におきまして特例措置を講じたところでございします。政府といたしましてこれは最大限とり得る措置を講じたと考えておりますが、その点は御理解をちょうだいいたしたいと思ひますが、なお関係省庁におきまして地元との意見交換は今後とも行わさせていただきますと考えております。

○上原委員 今マラリア補償のことについてお答えありませんでしたが、それもぜひお答えをお願いしたいと存じます。

基地問題ですが、昨年の十一月二十日、PKO委員会が総理になられてから初めて、まあ前は外務大臣のときにはいろいろ議論を交わしたことがございしますけれども、要するに、整理統合じやなくて積極的に整理縮小していくにはやはり政治レベルで、たまにパウエルさんが来るとかチニニさんが来るとかいうときにおっしゃるのも大変結構なんだが、復帰二十年たつても政府が約束したことがわずか一三％ぐらいしか返還されてないといふこの事実に基づいて、国際情勢の大きな変化という面でも那覇軍港を返すとか、あるいは大きな問題になっている百四号線の問題とか、そういうことについてぜひこたえていただきたいといふことを強く要望しているわけで、我々も何も今すぐゼロにしたいと言っているわけじゃないんです。もう一度御所見を聞きたいと思ひますし、マラリア補償の問題についても年金問題についてもこれは政治決断しかありません、総理大臣。

○宮澤内閣総理大臣 基地の縮小の問題でございしますが、確かにこれは事務当局に任せておいていい問題ではない、常に、我々が念頭に置いて日米両国の高いレベルで考えていかなければならない問題である。国際情勢も変化をいたしてまいりますから、そのことは私は上原委員の御指摘のとおりだと思ひます。私自身が常に念頭に置いておかなければならない問題と認識をいたします。

マラリアの問題につきまして援護法の適用関係のお尋ねであつたわけでございしますが、法律関係につきましては何度か御説明を申し上げております。しかし、総理府、沖縄開発庁、厚生省などで八重山地域におけるマラリア問題連絡会議を設けておりまして、地元の県の御説明も伺つて意見交換等を行つてまいりました。またこれからはもうしてまいりたいと思ひます。この問題、先ほどの年金の問題、両方とも法律的には非常に難しい問題になつておりますけれども、全体をやはり常に政治の配慮から切り離さないうちに、全体をそういう問題として常に考えらるゝとおっしゃいますことは、私もそうしななければならぬ問題であるといふふうに、この沖縄全体の問題を高い政治レベルの問題であるといふふうに認識をいたしております。

○上原委員 この間の本会議では余りあれでした、きょうは少し含みのある御発言になつて幾分、ほんの少し期待できるのかなと、宮澤内閣の支持レベルが少しずつまた持ち直つてゐるわけですが、これはやはり復帰二十年という県民のこの気持ちにこたえていたかなければいけませんよ。基地問題がお互いの見解の相違とか安保とかいろいろの枠があつてできないと言ひながら、せめて高齢

化社会、あなたも生活大國とおっしゃっているじゃありませんか。それにこたえるのはこの厚生年金の格差の問題とかマラリア補償の問題、本當に軍命によつて強制移動させられてそういう犠牲を受けたわけですから、その遺族に償いをすると

いふのは政治のあるべき姿だと僕は思ふのです。そういうことをやらぬから政治に対する不信があり、本土に対する違和感といふものがなかなか払拭できない、除去できないといふことである。難しいことを難しいと思へばこそ総理大臣に来ていただいております。このことを

○宮澤内閣総理大臣 これは長いこと上原委員の御主張は私も承つておりますし、実際、県民の立場からいへばそういう感じを持つておられるだろうといふことは理解できないわけではございませう。法律の建前もございしますからこのような答弁を従来申し上げておりましたけれども、なお事務当局にもまたよく検討してもらいたいと思ひます。

○上原委員 もう時間ですが、これは事務当局に検討させておつてはだめなんです、総理。政治決断しなからいふんですよ。あなたがこうしたい、こうしたいからこういふようにひとつ理論構成といふか事務的にやつてくれと言わね限りこれは進みません。やりません。

○宮澤内閣総理大臣 長い間のつき合ひでございしますので、おっしゃつていらつしやることはよくわかりつゝこのようなお答えをいたしてしております。検討させていただきます。

○上原委員 終わります。

○井上委員長 玉城衆一君。

○玉城委員 宮澤総理の御出席を心より感謝申し上げます。あの悲惨な沖縄戦、その後二十七年に及ぶ米軍の支配、そして来る五月十五日で沖縄が復帰して

ちやうど二十七年、大きな節目に当たります。総理大臣とされてどういふお考えをお持ちであり、またどういふことを沖縄県民に對して述べられるおつもりであるのか、お伺ひいたします。

○宮澤内閣総理大臣 冒頭に昭和四十六年に法案を御提案いたしましたときの提案理由について触れさせていただきますが、そのような気持ちでおります。今日までの県民のそのような理解、御苦労に對して国民的な感謝をささげなければならぬといふ気持ちに変わりはございしません。そのためにいろいろの施策をやつてまいりましたけれども、なおいろいろの意味で十分なことではない。産業基盤の問題でありますとか、あるいは雇用の問題でありますとか水の問題でありますとか、それがいろいろの意味で県民の、いわゆる全国平均における沖縄の県民所得の格差になつてあらわれてゐる。あるいは失業率そのものも全国平均よりは高いといつたようなことになつてお

りまして、まだまだ私どもの沖縄に對する配慮、施策といふものが十分でない、こういう認識を持つております。したがひまして、このたびのような御提案を申し上げておるわけでございします。

○玉城委員 ぜひひとつ、この際総理の御決断をお願いしたい問題が一つあります。まあ、たくさんありますけれども、当面ですね。

那覇港湾施設というのがございします。御存じの那覇港です。これが今一番問題になつております。この港は昭和四十九年、あの沖縄県が復帰した二年後、昭和四十七年に復帰しまして昭和四十九年の第十五回の安保協議会で、全面返還する、ただし移設を条件とする、いわゆる移設条件つき

の返還といふことで合意されてちやうど十八年になります。四十九年から今まで二十年近いという状態ですね。この港はそういう形で遊休化の状態なんです。港といふのは、御存じのとおり沖縄県が自立していく非常に重要なポイントになりますから、それがあの小さい沖縄県でこういう大きな施設を移設を条件にするとなりますと、これは永

久に不可能というか、ですから十八年もこのままの状態になつてゐるわけです。

そこで、この移設というものをやはり考える必要がある。そうしない限りこの港を使わせることもできないというところが当然考えられるわけでありまして。その点総理として、やはり返還というところについて見直しをされることが当然必要だと思ふのですが、どうでしょう。

○伊江国務大臣 御質問の御通告がなかったようでごさいます。地理的な把握も総理はなかなか詳しくは御存じないわけで、私がちょっとかわりにお答え申し上げたいと思ふます。お許しいただきたいと思ふます。

今の点は私も関係者はよく存じ上げておりますので、いわゆる部分返還の問題にかかわる問題として現在を考へております。全面返還という立場はとらないということはかねがね申し上げてい

ると思ふます。この部分返還の問題について協議がどう進むかということが現在の時点でごさいますので、なお折衝を続けてまいりたいと思ふます。

○玉城委員 総理大臣、今沖縄開発庁長官が部分返還ということをおっしゃいましたけれども、部分返還なのか共同使用なのか。願わくはさつき申し上げた全面返還、しかしそれがどうしても難しいというのであれば、当面それができるまでの間共同で使用するとか、それが部分返還なのか一部返還なのか、いろいろ形態があると思ふますけれども、そういう形で港そのものを今フリーゾーン、自由貿易地域に役立てようという話がありま

すので、したいということでありますが、いかがでしょう。

○宮澤内閣総理大臣 沖縄開発庁長官に検討していただきたいと思ふます。

○玉城委員 検討もぜひしていただかないと法律改正そのものが本当に機能しないという状況になるわけですから、ぜひひとつお願いを申し上げておきます。

それと、先ほど上原委員もおっしゃいましたよ

うに厚生年金それからマリアの問題、これは戦後処理で沖縄では最大の問題です。これはもうみんな思ひは同じなんです。厚生年金の問題もやはり沖縄が二十七年にわたって施政権が分離されていたという状況から発生した問題でありまして、マリアの問題もそういう戦時下の特殊な状況でもって、戦争がなければそういう問題はなかったわけでありまして、その救済をやつてくれという地元関係者の当然の声でありますので、ひとつ総理大臣、いかがでしょう。

○宮澤内閣総理大臣 先ほど申し上げましたように、全体は確かに高度の政治の問題であらうというふうに考へますし、また我々が沖縄県民に対して負うておるところも、先ほど申し上げたように考へるべきでございます。政治の高い問題として考へさせていただきますと思ふます。

○玉城委員 最後になります。実は尖閣列島、御存じのとおりこれはもう沖縄県の行政区域の中に入つております。これは沖縄の地元の漁業関係者から、いわゆる漁業の安全操業、あるいは漁業の避難港をぜひつくつてもらいたい、そういう要望があるわけなんです。この尖閣列島は戦前はカツオの工場等もあったというところでありまして、避難港をつくることは別に問題ではないと思ふのです。人道的な立場で、これは別に日本の漁船に限らず、あるいは台湾の方々でも中国の方々でも利用、活用できるような体制ができると思ふのです。いかがでしょう。その安全操業とい

わゆる避難港の問題について。

○伊江国務大臣 これも私、先に答弁させていただきましたことをお許し願ひたいと思ふのであります。が、先生御指摘のとおり今人がだれも住んでいないところでごさいます。地元の県からも、また水産関係からも実態具体的にまだ御要望がござい

ま

○玉城委員 はい、いよいよ最後ですが、総理大

臣、きょうは沖縄振興開発特別措置法の改正であるわけ、あと十年間延長しよう、そしてあと五年間復興特別を延長しよう。ですから、先ほど話がありましたとおり、高率補助というふうに沖縄では言つておりますけれども、その補助が伴つてこそこの法律は機能していくことは間違いないわけですね。何をやるにしてもそれを裏づける予算というものが伴うわけですから、六年から切られるということになりますと、これは十年どころじゃなくその時点で大変な打撃を受けるわけですね。そういう補助のあり方、特別になつておりますけれども、そういうものは沖縄の特殊な過去の経緯、それから向こう十年間は続くという状況からぜひこういう制度というものは持続してもらいたいと思ふますが、いかがでしょう。

○宮澤内閣総理大臣 いわゆる高率補助の見直しを平成五年でございますか、いたしますことは決めておるところでございます。そのことが今仰せのように沖縄県民に直接に関係をしていくということはもとより理解のできるところでござい

ます。沖縄の特殊事情というものをその際に勘案をしていくという必要が恐らく生じるのではないかと。具体的にそれをどういたしますか今申し上げることができませんけれども、そういう問題がありますことは十分頭に置きまして見直しをいたしたいと思つております。

○玉城委員 以上です。

○井上委員長 古堅実吉君。

○古堅委員 総理、私に与えられた時間は五分です。それで二点だけを質問させていただきます。質問がダブるようになりますけれども、沖縄出身の議員が殊のほかその問題について大変重視して

いるというふうな立場からお答えいただきたいと思ひます。

一つには高率補助の問題です。昨年末、予算編成が進む中で、従来どおりの沖縄特別高率補助が維持されるということになったときに沖縄側の関係者というのは本当にほっとした、そういう面持ちでした。しかし先ほどありましたように、二

年後にそれが再検討されるということでの大変な圧力が加わり続けておるといふのが現状です。みんな心配しています。沖縄振興、これから十数年進めるといふのにこれがつぶされる、そういうふうなことにでもなるものなら、本当に振興も骨抜きにならざるを得ないという面から大変心配しています。先ほどお二人の質問に対するお答えは、宮澤内閣としてこの特別高率補助の問題について後退させないという面でも考慮し検討されるというお約束として受け取りたいけれども、これについて御意見を賜りたい。

もう一つは尖閣諸島問題についてです。

三月九日、沖縄県議会が全会一致で「中国政府の尖閣諸島を『固有の領土』とする領海法公布に関する意見書」を採択いたしました。その結論部分は、

一 尖閣諸島は日本固有の領土であることを歴史的にも、国際法上も明確にし、毅然たる態度で中国政府に申し入れること。
二 政府は、尖閣諸島の領海警備を一層強化すること。
三 同海域における本県漁業者の安全を確保するよう、万全の措置をとること。

この三点を含んだ意見書です。これに対する御見解と政府の対応についてお聞きしたい。
以上二点です。

○宮澤内閣総理大臣 第一の点につきましては先ほどお答えを申し上げたところでございますけれども、いわゆる公共事業等にかかわる補助負担率について平成五年度までは暫定措置が講じられておりますけれども、現在各省庁間でその見直しを始めていますところでごさいます。そういう意味では沖縄についても同様なことが行われるわけでごさいますけれども、現在沖縄が現実を抱えている事情、現在沖縄に対して行つております施策等々は総合的に勘案をいたしまして対処をいたさなければならぬということとは十分に考へております。

それから尖閣列島の問題でございますけれども、我が国の固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いがないと存じ、また有効に支配を現にいたしておるわけでございますので、そのような立場は外交ルートを通じて中国側に伝達をいたしました。また中国側の措置は遺憾であるということを表明いたしました。是正方を申し入れていられるところであります。このような立場は今後も貫いてまいります。同時に、中国に對して、このようなことで日中關係に悪い影響が及ぶことがないように十分に善処を求めたいというふうに申し出ております。

最後に御指摘の点は、我が国が有効支配をしておるといふことをきちんとしておかなければなりません。そういうこととの関連もございまして十分に配慮いたしたいと思ひます。

○古堅委員 終わります。

○井上委員長 小平忠正君。

○小平委員 総理、大変お忙しいところ本委員会への御出席、まことに御苦勞さまでございます。当委員会は沖縄及び北方問題に関する特別委員会、こういうことで南北に長い我が国の国土の中で、今あたかも防衛問題が焦眉の事項でございます。特に、旧ソ連の崩壊による冷戦状況の終えんによつて北方をターゲットにいたしました北海道においても、自衛隊の縮小問題とかそういうことが今いろいろと話題になっております。そういうところでも私もいたしましては、防衛というものは国の基本でありまして、ただ減らせ減らせの合唱の中で減らしていいものではない。やはり国の今後のために必要なものは絶対守つていくというこの姿勢が私は重要だと思ひます。

そこで、北海道の方は自衛隊問題ですが、沖縄は別な意味で米軍問題、そんな意味で当委員会は沖縄の今後の発展のためにいろいろ問題を抱えておりますけれども、私は限られた時間の中で、沖縄における米軍の基地のことで質問をさせていただきます。今日まで米軍が極東における平和と安全の維持

に大変貢献をされていることは、これは私もだれしもが認めることであると思ひます。また、この在日米軍基地が国の安全保障上の重要な役割を担つてきたこともこれまで事実だろうと思ひます。一方、沖縄の米軍の施設、区域は全国に比べると依然その密度が高く、しかも限られた県土資源の中で相当の土地空間を占めており、地域の振興開発を進める上で大きな制約となっていることも事実であります。

そこで、総理は今後この沖縄の米軍基地をどう位置づけていかれるのか、また、この米軍基地の整理縮小についてはどのような立場で臨んでいかれるのか、このところの基本的な御姿勢をお伺ひしたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 いわゆる冷戦後と言われる時代におきまして世界全体の大きな変化、また、そこから生じます世界の軍事的な相互関連にも大きな変化が起ころつたことについては常に私も注意をいたしてまいらなければならぬと思ひ、えておりますけれども、それはそれといたしまして、御指摘のように国の安全ということとは安易に短期的に考えるべき問題ではございません。殊にたまたまの状況で申しますと、いわゆるソ連の新しい新思考方式というものが、ヨーロッパはともかくといたしまして、我々のこの地方に政治的にもあるいは安全保障の形においても十分に反映されていられるとまだ申したい、その具体的な証左は必ずしも十分でないというふうな状況であらうと存じます。また、かたがたこの地域には、ヨーロッパでつくられ始めておりますような安全のための傘と申しますか、あるいは仕組みと申しますかシステムと申しますか、あるいは仕組みと申しますくられていく状況ではないという中において、やはり日米安保関係というものは我が国の安全にとり、また外交にとりまして最も大切な枠組みであるというふうな考えでおります。

そういう見地から申しまして、沖縄の方々には我々の安全のために大変な御理解と御協力、御苦勞を願つておるといふことは先ほども申し上げた

とおりでございますが、その御苦勞を幾らかでも軽減するための考え方、この法案もそうでございますが、また基地の縮小に対する我々の過去の努力もそうでございます。そういう努力はなお続けなければならぬとより考えております。同時に、ただいまのような状況が状況でございます。同時に、ただいまの県民の御協力をあれこれお願いをしなければならぬことは多い、また我々それに対して十分報いる努力がなければならぬ、そういうふうな考え方を持っております。

○小平委員 確かにこれは沖縄県民の感情といひますか、そういうことも十二分に配慮することもこれまた大事でありますけれども、私も今総理がおっしゃったような見地で、日米安保は我が国にとつて絶対欠くべからざるものでありますので、そこをきちんとして踏まえまして、単に人気取りという意味ではなくて我が国の防衛のために、我が国の平和と安全のために進んでいってほしい、このことをお願い申し上げまして終わります。

○井上委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○井上委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○井上委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

しとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。上原康助君。

○上原委員 私は、提案者を代表いたします。本動議につきまして御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興開発の推進に遺憾なきを期すべきである。

- 一 沖縄の経済社会の発展と各種の格差は正に引き続き努めるとともに、沖縄の有する地理的自然的歴史的特性を活用した振興開発を推進することとし、所要の予算の確保に努めること。
 - 二 沖縄の補助負担率を平成六年度以降も沖縄の現状にかんがみ、特段の配慮をすること。
 - 三 増大する水需要に対処し、水の安定供給を確保するため、多角的な水資源の開発を促進するとともに、水の有効利用に努めること。
 - 四 深刻化する交通渋滞を解消するため、引き続き総合的な交通体系の整備を図ること。
 - 五 産業の振興開発を進めるため、引き続き産業基盤の整備を推進するとともに、工業等開発地区及び自由貿易地域制度の新たな施策の効果的な展開を図ること。
 - 六 米軍施設・区域の整理縮小に引き続き取り組むとともに、返還合意されたものについて、その早期返還に努めること。
 - 七 依然として厳しい雇用情勢に対処するため、産業の振興を強力に推進するとともに、沖縄の実情に応じた雇用対策を積極的に推進すること。
 - 八 地元から強い要請のあるいわゆる戦後処理、復帰処理並びに軍用地の返還方法などの諸問題について改善を検討すること。
- 右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○井上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井上委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、沖縄開発庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。伊江沖縄開発庁長官。

○伊江国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、十分にその趣旨を尊重するよう努力してまいる所存でございます。

なお、沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして御可決いただきまして、まことにありがとうございます。

○井上委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○井上委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会